

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律案要綱

1 趣旨

この法律は、年金記録確認第三者委員会への申立て、ねんきん特別便による調査等を通じて年金記録が訂正されることにより、過去に遡って年金給付の支給が行われる場合においては、本来の支給日より大幅に遅れて年金給付の支給がなされることにかんがみ、当該受給権者について、本来支給されるべき額の年金が支給されていた場合と同じ経済的立場に置こうとする観点から、加算金を支給することとする。

2 対象

加算金の支給に係る年金給付の対象は、受給権者について、年金記録の訂正がなされた上で年金の受給権に係る裁定（裁定の訂正を含む。）が行われた場合における当該裁定により支払うものとされる過去分の年金給付とすること。

3 加算金の率

加算金の率は、物価の状況を勘案して政令で定めるものとする。

4 起算点

加算金が発生する起算点は、年金の受給資格を得るに至った日以後の年金給付の各支払日とすること。

5 財源

加算金は、年金特別会計から支出するものとする。

6 施行日前に年金給付を受給した者に対する加算金の支給

- (1) 社会保険庁長官は、この法律の施行の日前に2に該当する年金給付を受給した者（当該者が死亡した場合にあっては、その配偶者等）に対し、その者の請求により、当該年金給付に係る加算金を支給するものとする。
- (2) 請求の期限その他必要な事項について定めるものとする。

7 年金給付の支給に係る業務に係る体制の整備

国は、適正な年金記録に基づく年金給付の支給に係る業務が円滑かつ迅速に遂行されるよう、当該業務に従事する人材の確保その他必要な体制の整備を図

るものとする。

8 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。